

平成20年10月20日

部局等の長 様

総 務 部 長

平成21年度京丹後市予算編成方針について

平成21年度国においては、「経済財政改革の基本方針2008～開かれた国、全員参加の成長、環境と共生～」(H20.6.27閣議決定)において、平成の開国、全員参加の戦略、強みの発揮、地域活性化の4つの課題と、国民本位の行財政改革、低炭素社会の構築、安心できる社会保障制度・質の高い国民生活の構築の3つの改革の視点から、日本経済の成長を強化するとともに、豊かで安心できる国民生活を実現するため、経済財政改革の道筋を示すこととしている。

本市において平成21年度は、合併後6年目となり地方交付税等における合併特例期間も折り返しを迎える中で、引き続き「総合計画(実施計画)」を施策の基本とし、「財政見通し」との整合性も図りながら、持続可能な財政構造の構築と行財政の健全化に向けた取り組みを実施することとしている。

本市の財源状況については、自主財源3割・依存財源7割という構造のなか、国において地方交付税総額の抑制などにより、状況はさらに厳しさを増すことを想定している。歳出では、人件費や公債費は行財政改革等の実施により減少傾向にあるが、他方、扶助費や特別会計等への繰出金は増加傾向にあるとともに、大型の普通建設事業も多く計画されている。

厳しい財政状況の中、縮小傾向にある限られた財源を慎重かつ効果的に配分した『選択と集中』によるメリハリのある予算を編成することが不可欠となっている。また、市民との協働によるまちづくりを推進していくため、可能な限りの情報開示により、市民と一体となった取組みを進めるとともに、行政の責任分野と民間での役割をより明確にし、持続可能な行政サービスの提供にも努める必要がある。

以上のことを踏まえつつ、別添の留意事項を遵守し、平成21年度予算の編成に望まれない。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による4つの「健全化判断比率」のいずれかが早期健全化基準を超えた場合は、『財政健全化計画』を策定しなければならないことにも留意し、予算を編成する必要がある。

平成 2 1 年度予算編成上の留意事項

(1) 年間予算の編成

- ア 当初予算は、事務事業の計画的な執行を図る年間予算として編成することとし、補正予算は、制度改正・国府の新規事業採択等の予算編成後の特別の事由に基づくもののみとする。なお、決算時の事業効果等を見据え、編成するものとする。
- イ 極めて厳しい財政状況のため、地方交付税の削減及び今後の合併特例債等の市債発行に伴う公債費の増加など、将来的な財政状況等を勘案し、徹底した歳出規模の抑制を図るものとする。
- ウ 職員数が年々減少しているため、各課等の職員数の増員は極めて困難な現状に鑑み、現体制において年度内での執行が確実に見込める事業規模（量）で予算を編成するものとする。

(2) 持続可能な財政構造構築の取り組み

- ア 合併による財政の特例措置（下記参照）が、平成 2 7 年度以降は廃止・逡減となるが、持続可能な財政構造となるよう、平成 2 1 年度から取り組みを本格化させるものとする。

合併特例事業債

平成 2 6 年度まで発行可能

（充当率：95%、普通交付税算入率：元利償還金の 70%）

普通交付税の合併算定替え

平成 2 6 年度までは現行のとおりであるが、平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 年間で順次逡減

【試算】H20 年度普通交付税額を H26 年度とした場合 （単位：千円）

年度	合併算定替額	一本算定額	算定替特例分	削減率	対前年度増減額
H26	11,507,473	8,951,888	2,555,585	0.0	
H27	11,251,914	8,951,888	2,300,026	0.1	255,559
H28	10,740,897	8,951,888	1,789,009	0.3	511,017
H29	10,229,680	8,951,888	1,277,792	0.5	511,217
H30	9,718,563	8,951,888	766,675	0.7	511,117
H31	9,207,446	8,951,888	255,558	0.9	511,117
H32	8,951,888	8,951,888	0	1.0	255,558

各年度の合併算定替額と一本算定額の差額に削減率を乗じた額が減額となる。

イ 平成21年度は、過疎対策事業債が発行できる最終年度となるため、継続事業又は単年度事業のみに活用するものとする。なお、継続事業で平成22年度以降にも事業計画が存在する単独事業の場合は、財源確保が困難と想定されるため、事業計画を見直すものとする。

ウ 行財政改革推進計画及び財政見通しに基づき、歳出規模の抑制を図るため、前年度（肉付き補正後）を下回る予算規模（一般会計300億円以下）での予算編成をめざし、財政の健全化を図るものとする。

（3）市総合計画（実施計画）に基づいた事業実施

ア 平成20年度の「総合計画（実施計画）」に基づく事業実施が基本となる。

イ 予算は、総合計画（実施計画）の目標を達成するための一つの手段であることから、事務事業の総合計画上の位置付けを明確にし、事務事業評価と連動するものとする。

（4）事務事業の重点化等

ア 平成21年度もブロードバンドネットワーク整備事業をはじめとする大型事業が予定されているが、これらの事業を実施していくには、既存の事務事業の廃止又は大幅縮小による財源確保が必要となるので、抜本的に事務事業を見直すものとする。

イ 平成21年度予算編成においても、各部局の重点化事業に優先順位を付け、より効果的な事業実施と財源の効率的配分をめざすものとする。

（5）地域経済再生・緊急支援の取り組み

本市地域経済は極めて厳しい状態にあるため、「地域経済再生・緊急支援本部」を設置し、地域経済の再生・支援に向けた取り組みを進めており、平成21年度も引き続き取り組んでいくこととするが、平成21年度の具体的な取り組み内容は、今後、支援本部で決定するものとする。

（6）新組織・機構での予算編成

平成21年度から新組織・機構に変更する予定であるが、現時点では詳細が決定されていないため、その詳細が明確となった時点で予算編成における取り扱いについては、別途通知するものとする。

(7) 指定管理者との協議・調整

ア 指定管理施設については、指定管理者と十分な協議・調整を経た上で予算を編成するものとする。

イ 指定管理委託料及び指定管理施設の大規模改修等については、「公の施設の指定管理者選定等審査会」との調整結果に基づき積算するものとする。

(8) 京都府からの権限移譲

地方分権一括法に基づく「第 1 次勧告に関する京都府・市町村権限移譲推進会議」が設置され具体的な協議がされているところであるが、その協議の動向に留意し、予算措置が必要なものは的確に見積るものとする。

(9) 財源の確保

ア 平成 1 9 年度から所得税の一部が市民税に税源移譲されたことにより、税収確保は今まで以上に重要となっている。このため、税負担の公平性を確保する観点からも、より精査し、かつ、確実な数値で予算を見積るものとする。

イ 市有財産については積極的な利活用を図るとともに、売却可能な財産については、積極的に売却し、一般財源の確保に努めるものとする。

ウ 国庫支出金については、一般財源化又は交付金化されるなど制度変更が多くある中、国の情報を的確に捉え、遺漏のないようにすること。特に、道路特定財源については、その動向に注視すること。また、事業を円滑に実施するため、国の制度を熟知した上で積極的に活用するものとする。

エ 府支出金については、府の予算編成の情報を早期に入手するなどし、府制度の有効活用を図るものとする。また、府の削減部分を安易に市費で補うことのないようにすること。

オ 市債については、市債残高の削減のためにも発行は極力抑制するものとする。また、市債発行に頼った事業を安易に計画することがないようにすること。

カ 分担金及び負担金、使用料及び手数料等については、受益者負担の公平性を確保する観点から、不均衡なものがあるときは是正するとともに、適正な額となるよう見直しも行うこと。また、安易な軽減及び減免措置を講じることがないようにすること。なお、条例改正等が必要なものは、予算と例規の整合性を確保すること。

(1 0) 予算編成過程の公開

市民協働のまちづくりを推進するため、平成 2 1 年度予算編成についても、引き続きその編成過程を公開し、財政の透明性を確保するものとする。

(1 1) 財政健全化 4 指標に対する取り組み

ア 高金利市債の繰上償還又は借換えを積極的に実施し、将来の公債費を抑制するものとする。

イ 将来負担を伴う債務負担行為については、その事業効果等を厳格に審査した上で設定するものとする。また、出資法人等に対する損失補償等は、厳に慎むこと。

ウ 限りある財源を効果的に配分し行政サービスを維持していくため、事務事業の「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底により、経費の純増を抑制するものとする。

エ 特別会計については、安易に一般会計繰出金に頼ることなく、独立採算の原則を堅持し、それぞれの収入に応じた施策を実施するとともに、収入の増額に努めるものとする。

平成21年度予算編成要領

1 特別的事項

(1) 「特徴的施策調書」の作成

平成21年度一般会計予算要求ベースの特徴点を把握し、予算編成作業の参考とするため、新規、拡充、縮小及び廃止を区分した「[予算特徴的施策一覧調書](#)」(様式A)を課ごとに作成すること。

なお、施策の区分は予算科目としての「細事業」とは異なり、個別施策を単位とし、その区分は、下記のものを参考に課ごと選別すること。

- ・新規 新規の制度(施策)創設
- ・拡充 対象の拡大、補助単価の増額など制度としての拡大
- ・縮小 対象の縮小、補助単価の減額など制度としての縮小
- ・廃止 廃止の制度(施策)

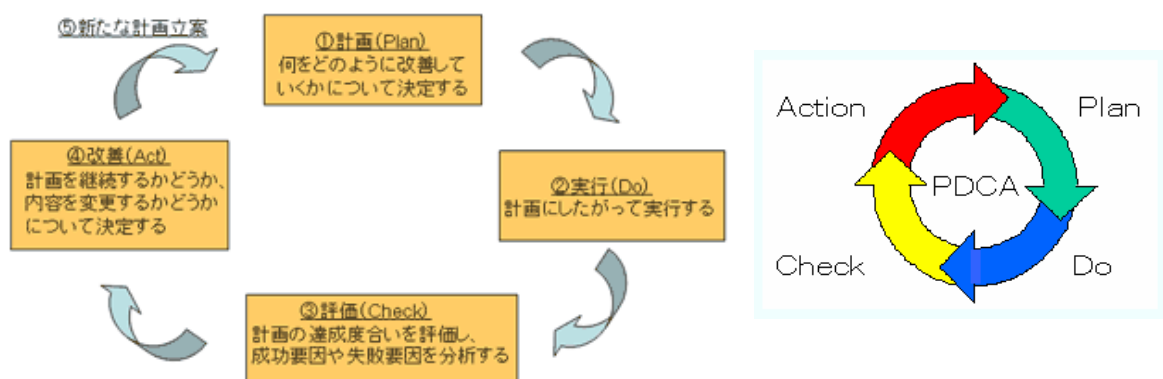
(2) 「政策・事業等説明資料」の作成

議会基本条例に基づく「[政策・事業等説明資料](#)」(様式B)を作成し、議会へ提出する必要がある。作成事業等は、後日、財政課で抽出し関係部局へ作成依頼することとしているが、新規事業(施策)については、予算編成作業の参考とするため、予算見積書提出時期に作成し提出すること。

(3) 予算と総合計画(実施計画)及び事務事業評価との整合性の確保

平成20年度予算編成から総合計画(実施計画)の区分に基づくとともに、事務事業評価を実施する単位区分で、『細事業』を設定している。

また、総合計画の目標を達成するため、「PDCAサイクル」として予算編成(P)、予算執行(D)、事務事業評価(C)、実施計画(A)のシステムを構築していくこととする。



(4) 事務事業評価及び満足度調査の反映

平成19年度決算の事務事業評価及び市の仕事『満足度』調査の結果を踏まえ、平成20年度での事務事業の内容を再点検するとともに、平成21年度で可能な限り反映した予算編成をめざすものとする。

なお、予算編成時の事務事業の効果等の想定と決算時の結果分析とを関連付ける資料を作成する予定としているが、詳細は後日、通知するものとする。

2 一般的事項

現時点においては、国の予算編成が国政の影響もあり不透明であるとともに地方財政計画も仮試算の段階である。また、京都府の予算編成方針等も明らかにされていないため、これらの動向に注視しておく必要があるものの、現段階での情報に基づいた予算見積りを原則とする。

なお、国府の動向等が明らかになった時点で、可能な限りその情報を予算編成作業に反映させるものとする。

(1) 見積り等に当たっての留意事項

ア 市の一般財源には限度があり、平成21年度以降の財源状況は以前にも増して厳しい見通しとなっている。より効果的に事業を実施するには、財源も効果的・効率的に配分していかなければならないため、既存事業の廃止や縮小を積極的に実施し、財源の確保に努めること。

イ 効果的な財源配分をするため、全ての事務事業に優先順位を付けるなど、重点項目を整理しておくこと。

ウ 新規・拡充事業については、市の財源状況を考慮し、原則、当該部局の既存事業の廃止・縮小によりその財源を確保すること。

エ 部課等を横断する施策については、効果的かつ効率的に事業執行するため事前に関係部課等で十分な協議・調整をしておくこと。未調整事業等については、事業実施困難なものとして取り扱うものであること。

オ 地区要望事業については、本庁部局と市民局と事前調整を十分に行うとともに、市の財政状況を勘案し、真に緊急性の高いもの、事業効果の高いものを中心に要求すること。

カ 行政が真に責任を持つべき分野を的確に見極めるとともに、その必要度、緊急度の検討及び施策水準の適正化に努めること。また、適用範囲を拡大する場合には、市の財政負担との関係を十分に検討した上で予算見積りすること。

キ 国府の補助事業等の削減（縮小）は、国府の財政状況の悪化又は行財政改革によるものと考えられるため、本市の財政状況を勘案し安易に市の一般財源で補てんし、制度継続することがないようにすること。また、国府の補助期間が終了又は廃止された場合、原則、当該事業は終了するものとする。

ク 歳入の見積りにあたっては、あらゆる資料によりの確に数値を把握し、財源の確保に努めること。(特に国府の制度改正や予算編成の動向について留意すること)

(2) 関係団体等への要請・指導等

市が補助等をしている団体等については、市の取り組みに準じた経常経費の節減、事務事業の整理、合理化、自主財源の確保を要請すること。また、団体の財政状況を的確に把握し、交付基準の見直しや廃止を積極的に検討すること。

(3) 市民等への説明責任の確保

市民等への説明責任が果たせるようにするとともに、議会等で指摘のあった事項及び市民からの要望事項等については、必要性、緊急性等を十分に検討し、費用対効果も検証するなど総合的に判断すること。

3 歳入に関する事項

歳入の見積りにについては、法令等その他の根拠及び積算の基礎を明確にし、その算定に当たっては、対象、数量及び補助率等を十分に検討し、適正な財源の確保に努めること。

(1) 市税

ア 今後の経済情勢の推移及び税制改正の動向を的確に反映し、課税客体の正確な捕捉と適正な課税に努めるとともに、市内産業の構造の特性等を勘案した見込額を計上すること。

イ 引き続き適正な賦課、徴収に努め、収納率向上による市税負担の公平性を確保すること。

(2) 地方譲与税、地方交付税等

ア 地方財政計画の見通しや従来の実績等を勘案するとともに、制度改正等に十分留意して見積ること。

イ 地方交付税については、最新の情報に基づき積算するとともに、過大な見積りを避け、予算割れとならないように努めること。

(3) 分担金及び負担金

特定事業の経費に充てるため、その受益の範囲内で徴収すべきであり、公平性を欠くことのないよう適正な負担を求めるとともに、法令等にも十分留意して計上すること。

また、未納分についても、その徴収努力を最大限に行うなど、負担の公平性を確保すること。

(4) 使用料及び手数料

- ア 受益者負担の原則に立ち、住民間の公平確保の面からも妥当性を欠くものについては積極的な見直しを行い計上すること。
- イ 指定管理施設の使用料については、指定管理者の収入となることに留意すること。
- ウ 「行政財産使用料条例」に基づく適正な額を予算計上すること。その際、手続き漏れ、把握漏れが無いように十分に点検すること。

(5) 国・府支出金

- ア 国・府の予算編成の状況、制度改正、一般財源化の状況に留意しながら、補助率、負担率、基準単価等を的確に把握し過大とならないよう見積ること。
- イ 補助事業であっても、財政を圧迫する要因にもなることもあるため、安易に対応することなくその必要性・効果等を十分に検討し、実施を判断すること。
- ウ 京都府の「未来づくり交付金」については、予算査定の状況を勘案し、財政課で一括計上することとしているため、原課では未来づくり交付金を充てにした予算見積りは慎むこと。なお、既存の補助制度が廃止された場合、原則、未来づくり交付金での財源措置は、実施しないものとしていること。

(6) 財産収入

- ア 財産管理の適正化と運用の合理化に努め、価格料率等については的確な検討を加え、従来の実績等を勘案し計上すること。
- イ 土地建物の財産貸付収入については、該当箇所の一覧表を作成するなど正確に把握し、積算漏れがないようにすること。
- ウ 遊休土地等の売却を積極的に実施すること。

(7) 寄附金

- 「ふるさと応援寄附金」のみ1千円の科目取りをすること。

(8) 諸収入

- ア 貸付金元金収入については、償還表等に従い的確な数値を計上するとともに、滞納繰越分については、その解消に努めること。
- イ 雑入等は、従来の実績等を勘案し、その確実な収入見込額を計上すること。

(9) 市債

- ア 市債の発行は、将来の財政負担を抑制する必要があるため、事業の緊急度、事業効果等を十分に検討し見積ること。
- イ 地方交付税措置等で財政支援が講じられるものを中心に、活用を図ること。
- ウ 市債は、事業執行上の財源であるため、国府補助金等と同様に、市債制度を十分熟知した上で、事業担当課で予算を見積ること。なお、不明な点については、財政

課と事前に協議すること。

エ 市債を財源として実施する事業は、国府の検査対象となる場合があるので、単独事業であっても、原則、国庫補助事業に準じた手続き（書類）が必要となることに留意すること。また、国府の検査時の事業説明は、原則、事業担当課で対応する必要があること。

オ 政府資金等補償金免除の繰上償還に伴う借換債を発行する場合は、当初予算で必ず計上すること。

4 歳出に関する事項

歳出の見積りについては、以前にも増して厳しい財政状況下にあることから、重要性・緊急性の高く、かつ、行政目的及び事業効果を十分に検証した上で、必要最小限の見積りを行うこと。また、これまでの経緯のみに束縛されることのないよう、柔軟かつ客観的な視点で事務事業の見直しに努めること。

なお、歳出予算積算書（様式3）の数値は、全て「税込み」での記載とすること。

また、把握漏れ等による計上漏れが多く見受けられているため、再点検・確認を十分に行い遺漏のないようにすること。

（1）人件費（報酬、給料、職員手当等、非常勤特別職に係る共済費）

各種委員・顧問報酬

現行の報酬額（単価）で見積ること。なお、新規の非常勤特別職等を設置する場合は、事前（予算見積書提出期限まで）に人事課と協議しておくこと。

職員給与費

ア 平成20年度末での退職予定職員及び平成21年度新規採用職員も加味し積算すること。

イ 時間外勤務手当は、実績を勘案し積算することとするが、事務改善等によりその縮減に努めること。

ウ 補助事業等により事業費支弁人件費が認められるものについては、最大限活用するよう努めること。その場合の予算見積りは、事業所管課で行うこと。

エ 企業会計・特別会計分の人件費は、後日、人事課から連絡があるので、その数値により会計の総額を調整すること。

常勤特別職人件費及び議員人件費

現体制により積算すること。

（2）物件費（賃金、報償物品、旅費、需用費、役務費（保険料を除く）、委託料、使用賃借料、備品購入、臨時職員等の共済費）

物件費については、徹底的な抑制を図ること。

労働者派遣会社を活用した労働者派遣又は業務委託

ア 原則、下記の業務以外の臨時職員については、労働者派遣によるものとして積算すること。

相談員、介護保険区分認定調査員、障害者区分認定調査員、保育士、幼稚園教諭、スクールサポーター、看護師、歯科衛生士、保健師、栄養士

イ 労働者派遣単価については、現行単価で積算すること。

ウ 補助事業の事務費を活用する場合であっても、真に必要なものに限り、労働者派遣を受けること。

エ 新規に臨時職員の雇用を検討している場合は、労働者派遣適用の可否について、行財政改革推進課と事前に協議すること。

オ 労働者派遣に代えて「業務委託」とする場合は、その委託内容等を十分に検討し、的確な額で見積ること。なお、年度途中で業務委託に変更を予定している場合は、その予定時期により業務委託の予算を見積ること。

臨時職員賃金等

ア 臨時職員に係る社会保険料、雇用保険料について積算漏れがないよう十分に注意すること。

イ 「臨時的任用職員等の予算要求上の留意事項」を参照し、現行の賃金単価で積算すること。また、[「臨時職員等予算要求一覧表」\(様式 9\)](#)を作成のうえ、併せて提出すること。

本通知以降に、賃金単価が変更となった場合は、その変更後の賃金単価で再積算すること。

ウ 「賃金」の科目で予算計上する場合は、全て人事課の配当予算とするが、その見積りについては、任用所管課（原課）で予算見積書を作成すること。

旅費

ア 同一目的の出張については、必要最小限の人数とすること。

イ 全国的規模の大会・協議会への参加は、資質向上等の研修目的であったとしても、特別の理由がない限り、原則、認めないものであること。

ウ 原則、舞鶴、綾部、福知山以北の出張については公用車を活用するとともに、同一出張で3人以上となる場合は公用車出張として積算すること。

エ 会議等に伴う会議出席負担金であっても、懇親会的な内容のものは一切認めない。委員等の非常勤特別職についても同様とする。

オ 各種団体の研修への随行については、行政としての必要性等を十分に検討し、必要最小限で積算すること。

カ 非常勤特別職等の参集に係る費用弁償の計上漏れがないようにすること。

キ 国等への派遣職員に係る旅費については、実績等を勘案し予算積算すること。

報償物品

報償物品は、具体的な品目を想定し積算すること。また、参加賞・記念品等のように一律に配布するものについては、原則、廃止すること。(参加料等を徴収する大会等のものは除く。)

需用費

ア 消耗品費

- ・総額での要求は慎み、根拠のある積算とすること。
- ・追録、定期刊行物を再点検し、必要度の低いものは解約すること。
- ・各課のプリンターのトナー及びコピー用紙等については、過去の実績を勘案し、積算すること。ただし、補助事業の事務費で計上できるものは、極力補助事業所管課で積極的に計上すること。

イ 燃料費

- ・別添「燃料費等予算単価表」により施設の実績等を十分勘案した上で見積もることとするが、過大積算は避けること。

ウ 食糧費

- ・原則、施設の来客用・会議用・災害対策経費以外は認めない。職員分は、特別の事情のあるものを除いては、公費支出は一切認めないものとする。

エ 印刷製本費

- ・内部印刷機の活用、広報紙への掲載等により経費削減に努めること。
- ・印刷部数は必要最小部数とすること。

オ 光熱水費

- ・極力、使用制限に努めるとともに、実績等を十分に把握し、見積ること。
- ・施設については、年間の実績が把握できる「[施設の維持管理経費一覧表](#)」(様式6)を必ず作成すること。

カ 修繕料

- ・必要度、緊急度を調査し、優先順位を付けたうえで計画的に行うこと。
- ・施設の維持修繕費についても、最小限の見積りとすること。
- ・公用車の車検時期を再確認し、計上漏れがないようにすること。
- ・予算には限りがあるため、前年度等の予算配分額を考慮した上で、現実的な数値で予算を見積もること。

役務費（保険料を除く）

ア 通信運搬費は、実績に応じて見積るとともに、補助事業の事務費も有効に活用すること。

イ 各種手数料は、的確に対象を把握し、積算漏れのないようにすること。また、新聞折込料については、市広報媒体で対応が困難なもののみを積算すること。

ウ 市民への事業等の周知については、「おしらせ版」及び市ホームページを最大限に活用し、経費抑制に努めること。

委託料

ア 委託内容及び委託先について、十分精査・検討するなど安易な計上は慎むとともに、参考見積りを徴するなど適正な費用で積算すること。

イ 同一の業務内容であっても、委託先により、大きな価格差が見受けられるため、業者の統一などを積極的に実施し、経費節減に努めること。

- ウ 指定管理施設については、指定管理者と十分に協議・調整した上で、「公の施設の指定管理者選定等審査会」の審査結果に基づき、指定管理料を見積ること。
- エ 委託内容の詳細な内訳を示し委託料額の根拠を示すこと。なお、指定管理施設については、指定管理者から提出された事業計画書も併せて提出すること。
- オ アウトソーシング（民間委託）の推進は重要であるが、経費抑制の観点から安易に委託せず、内部執行に最大限努めること。
- カ 市有バスの運転委託料については、現行の委託単価で積算すること。
- 使用料及び賃借料
- ア 市営駐車場等民有地を借上げしている場合で、現時点では、行政効果等が著しく低下していると考えられている借地については、費用対効果の面からも積極的に返還すること。
- イ 庁舎のコピー機・印刷機等のリース料は総務課の指示により計上することとするが、安易にカラーコピー機等へ更新することは厳に慎むこと。外部施設については、所管課で積算することとするが、庁舎分と同様に安易に上位機種への更新は慎むこと。
- ウ 契約期間満了に伴う機種更新を安易に行わず、再リース等の措置を講ずること。また、業者・機種の統一化も積極的に行い、経費節減に努めること。
- エ 自動車借上料を計上する場合、観光バス、マイクロバス（レンタカー）などその借上種別が特定できるようにすること。
- オ 有料道路通行料については、各事業費目で従来どおり計上することとなるが、旅費積算等との関連性を可能な限り確保すること。
- カ 公用車のリースによる増車は、原則、認めないものであること。
- 備品購入費
- ア 庁用備品等の新規購入については、控えるものとする。
- イ 教育備品、保育備品など経常的な備品購入については、前年度の当初予算額を参考に、現実的な数値で見積ること。
- その他
- ア 公用車
- ・車両管理所管課は、必ず「[公用車経費一覧表](#)」(様式7)を作成すること。
- イ 新規のシステム導入
- ・新規のシステム導入等を検討する場合は、事前に情報政策課と協議し、現状分析、必要性、費用対効果、今後の維持管理経費等を十分に検証するとともに、他市の導入状況も把握し、適正な額で積算すること。
 - ・他団体との共同開発システムであっても、上記事項を十分に検証した上で予算見積りすること。
- ウ 交際費
- ・平成20年度予算額を超えない範囲とすること。
- エ 長期継続契約分

- ・長期継続契約に基づく見積りについては、新規・継続分ともに予算積算書に『長期継続』である旨を明記すること。

(3) 維持補修費

ア 施設関係

- ・施設の点検等により現状を把握したうえで、緊急度・優先度等を勘案して計画的な修繕に努めて計上すること。また、今後の施設の活用計画（統廃合含む。）も検討して見積もること。

イ 農林土木等道路・河川関係

- ・前年度予算額を上回らない範囲で積算すること。

(4) 扶助費

- ・措置件数、措置内容の傾向と国府の動向等を的確に把握するとともに、その基準内容、効果の検討を行い、適正な給付に努めて計上すること。
- ・原則、対象範囲又は措置金額の拡大をしないこと。
- ・国府補助制度等に基づき実施していたものは、補助金が廃止・削減等された場合は、原則、一般財源での継続はしないものとする。
- ・市単独での新規制度の創設は、他の経費の削減等により財源を捻出するなど、十分な検討をした上で積算すること。

(5) 補助費等（報償金、役務費（保険料のみ）、負補交、補補賠、公課費等）

報償費（報償金）

- ・謝礼金等の単価は、その妥当性等を十分検討し積算すること。
- ・毎年実施しているものについては、前年度単価を上回らないようにすること。

役務費（保険料のみ）

- ・財産管理課からの指示単価（一覧表等）により積算すること。
- ・個別の保険加入は、総務課で加入している総合賠償補償保険の対象外となるようなものに限り検討すること。
- ・視察等での傷害保険料は、原則、認めないものであること。

負担金、補助及び交付金

- #### ア 負担金と補助金の区分が不明瞭なものが見受けられるため、その内容により適正な区分に整理すること。

イ 負担金

- ・ほとんどが法令外負担金であるため、その必要性及び行政効果を再度検討し、真に必要なもののみを計上すること。
- ・負担金等の積算根拠は、必ず把握しておくこと。
- ・行政効果の乏しいもの（お付き合い的な加入）は、脱退も含め再検討すること。

ウ 補助金

- ・「補助金検討会議」の結果に基づき積算すること。
- ・補助要綱等を定め明確な基準による交付とし、説明責任が果たせるように努めること。
- ・終期設定を行うなど、積極的な見直しを図ること。
- ・継続的に財政負担が及ぶ補助金等は、原則、新設しないこと。
- ・公共的団体への市所有マイクロバスの貸出しは廃止されているが、公共的団体がバス等を借上げるための補助金増額はしないものであること。
- ・補助金の見直しを進めているが、「予算の範囲内で交付」という原則を遵守するための運用方法も検討すること。(年間予算の編成)

エ 交付金

- ・交付基準等に基づき適正に積算すること。なお、交付基準等は、安易に変更しないようにすること。

(6) 投資的経費(事業費)

- ・総合計画(実施計画)では、大型事業が多く計上されているが、厳しい財源状況のため通常事業の事業費は大きく圧縮する必要があるため、この点に留意し、予算を見積ること。
- ・総合計画(実施計画)に計上済の事業であっても、その必要度、緊急度、行政効果を検討するとともに、将来の財政負担も考慮し実施事業を厳選すること。
- ・事業の優先順位を必ず付すこと。なお、予算積算書での個別箇所毎の工事費等にも優先順位を必ず付すこと。
- ・翌年度への繰越事業が多くある現状において、年度内実施が困難な予算積算及び予算措置をしている面があると言わざるを得ない。このため、現人員において確実に平成21年度内に事業完了できる事業量のみで予算を見積ること。
- ・事業執行時に事業費が増加となるような安易な積算は厳に慎むこと。
- ・事業が複数年に及ぶ場合は、事業着手年度から完了予定年度までの事業費が把握できるよう「[普通建設事業計画表](#)」(様式8)を作成すること。また、道路改良など路線毎に事業費を積算する必要のあるものは、前記にかかわらず、必ず「普通建設事業計画表」を作成するとともに、住宅地図等で箇所を明示した資料を作成すること。
- ・市債を財源とする事業は、事業所管課で市債積算すること。また、市債活用事業については、後年度の検査等に対応するため補助事業に準じた事務処理をする必要があるとともに、それへの対応もする必要があることに留意すること。
- ・国府の補助事業と市単独事業分が混在する場合は、予算見積書に補助対象分と補助対象外分を明記するなど、容易に経費把握ができるようにしておくこと。

ア 補助事業

- ・国等の予算の動向を把握し、確実な見通しのもとで積算すること。
- ・原則、補助基本額で見積もること。(単費調整額は必要最小限とすること。)

- ・補助金等が廃止・縮減されたものについては、事業そのものの廃止・縮減を原則とする。
- ・補助対象となる人件費、事務費については、最大限に活用すること。
- ・補助事業実施に伴う関連単独工事分についても、その積算内訳を明らかにすること。

イ 単独事業

- ・緊急性、投資効果、施設の運営方法、維持管理の見通し等について十分な検討を加え厳選すること。
- ・用地取得及び家屋移転等を伴う事業については、地元等の同意（見込み）が確実な事業についてのみ、予算を見積ること。
- ・見積りにあたっては、適正な数量等（延長、規模等）を把握し、必要最小限の見積りとする。
- ・一般会計では、辺地対策事業債又は過疎対策事業債のみを財源とする事業については、起債対象事業費の2.75%を事務費として計上する予定としているが、その積算は財政課で一括して行うため、原課では予算見積りしないこと。

(7) 繰出金

- ・「財政見通し」に計上した繰出金額で予算を見積ること。
- ・2年目となる「後期高齢者医療事業特別会計」については、国府の動向に留意するとともに、京都府後期高齢者医療広域連合と緊密に連携を図り、適正な額で積算すること。
- ・特別会計の財政運営については、「会計独立の原則」に則り、一般会計からの繰り出しに頼ることがないように努めること。また、一般会計の繰出基準に該当するからといって、安易に事業拡大等をするものないように努めること。
- ・特別会計等の所管課は、平成20年度の繰出し基準に基づいた繰出し金額を把握し、任意の様式で整理しておくこと。

5 プロジェクトチーム（PT）

プロジェクトチームによるアクションプランについては、総合戦略課と十分に調整した上で、事業所管課で予算見積りすること。この場合、予算積算書に『PT』と明記すること。

6 債務負担行為に関する事項

債務負担行為は、後年度における財政負担を義務付けるものであるとともに、財政健全化指標である『実質公債費比率』及び『将来負担比率』に影響するため、その設定については、慎重にすること。また、対象事業及び限度額について十分精査し、真に必要なものに限り設定すること。

新規に債務負担行為を設定しようとする場合は、[「債務負担行為設定明細書」\(様式4\)](#)

を作成すること。

7 継続費に関する事項

継続費とは、複数年度にわたって執行しなければ、その目的が達成されない建設事業などについて、予め期間、事業費総額及び年度毎の支出予定額を定め、これにより数か年度にわたって支出する経費のことをいうものである。

従って、複数年度に実施する普通建設事業は、「継続費」で予算計上をするため、より厳格な計画により事業費を精査した上で、「[継続費設定明細書](#)」(様式 5)を作成すること。なお、原則、普通建設事業の「債務負担行為」の設定はしないものとしている。

継続費と債務負担行為は、「会計年度独立の原則」の例外として位置づけられ、複数年度での契約行為を可能とすることでは同様であると考えられるが、その大きな相違点は下記のとおりである。

事 項	債務負担行為	継 続 費
抜本的な相違点	将来の債務を負担する行為	将来の支出を約束するもの
期間の設定	次年度以降分を期間設定（期間の制限はなし）	当該年度を含め全期間の設定が必要（概ね5年以内）
総事業費（限度額）の設定	次年度以降分の総額又は数値計上が困難な場合は文字での設定も可能	数値計上
年次割事業費	表記しない	表記する必要あり

8 市民局予算に関する事項

本庁と市民局の予算の関係については、本庁部局と市民局で十分に調整した上で本庁部局が一括して予算見積書を作成すること。

ただし、細事業全体が、一つの市民局のみとなる場合のみ、当該市民局で予算見積書を作成すること。

本庁機能を有する部課は、各市民局へ要望照会及び内容聴取等を予算見積書提出時までに行い、市民局の意見調整を実施し、市民局間で取り扱いの相違が生じないように調整すること。（普通建設事業費を除く。）

本庁部課と市民局との連携を深め、可能な限り情報の共有を図ること。

9 特別会計及び公営企業会計に関する事項

財政の健全化は、全会計を通じて要請されるものであるから、前記事項中の関連事項及びその趣旨は、特別会計及び企業会計の予算編成においても十分配慮すること。

また、特に次の点に留意すること。

(1) 特別会計は、原則、“独立採算制”の堅持に努めるとともに、一般会計に準じ管理

的経費の増嵩を避け、各会計の設置目的に沿って年間所要額を見積ること。また、一般会計からの繰出しに頼った事務経費については、徹底的に抑制を図るとともに、新規の事務事業は、厳に慎むこと。

- (2) 国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険等については、府の指示額等が未定で積算が困難な場合は、暫定数値により代用したものを計上すること。ただし、代用数値についても一般会計との繰出し関係については整合性を図ること。
- (3) 特別会計については、特別会計所管課で歳入歳出予算総額を均衡させた状態の予算見積書を提出すること。
- (4) 企業会計については、一般会計との経費負担区分の明確化を図るとともに、業務運営の合理化・能率化に徹し、長期的見通しに立って企業としての独立採算制、経営の健全化を基本とした予算見積りに努めること。

1 0 事業別予算説明書

予算内容の説明資料として「[事業別予算説明書](#)」を作成することとしているが、その様式等の詳細については、後日、財政課より別途、指示するものであること。

1 1 財務会計への予算要求入力について

紙ベースでの「[予算見積書](#)」(様式 1~3)を作成するとともに、原課で財務会計システムへの予算要求額を入力するという並行方式とする。

財源充当入力については、一般会計分についてのみ財政課で一括して行うこととしているため、歳入予算見積書に歳出充当先及び充当金額を必ず明記しておくこと。

なお、特別会計については、特別会計所管課で財源充当すること。

1 2 予算見積書の提出等について

(1) 予算編成等の日程(予定)は、別記「[予算編成スケジュール](#)」のとおり。

(2) 財務入力・提出期限 **平成20年12月1日(月) 厳守**

様式1~3は、紙ベースで3部提出すること。

様式A、B(新規施策のみ)及び4~10は、電子データで財政課部局担当者へ提出すること。

(3) 提出書類(A4版)

- ア 予算特徴的施策一覧調書(様式A)
- イ 政策・事業等説明資料(様式B)
- ウ 歳入予算節別見積書(様式1)
- エ 歳出予算事業別見積書(様式2)
- オ 歳出予算事業別積算書(様式3)
- カ 債務負担行為設定明細書(様式4)

- キ 継続費設定明細書（様式 5）
- ク 施設の維持管理経費一覧表（様式 6）
- ケ 公用車経費一覧表（様式 7）
- コ 普通建設事業計画表（様式 8）
- サ 臨時職員等予算要求一覧表（様式 9）
- シ 事業別予算説明書 別途通知

（4）ヒアリング日程

後日通知するが、12月中に財政課ヒアリング及び市長1次ヒアリングを予定。

（5）特別会計等

一般会計の日程に準じ、独自に予算を編成すること。ただし、一般会計と関連のあるものについては、一般会計の日程に合わせることに。

また、特別会計等については、一般会計からの繰出金がほぼ確定した段階で、特別会計所管課で理事者査定日程を確保し理事者の査定を受けること。

（6）その他

- ・各様式については、今回指定した様式を用いること。
様式変更しているため、昨年度分の様式は使用不可であること。
- ・予算編成にかかる質疑等については、原則、別紙「予算編成事務処理に係る質問票」により財政課へ照会すること。
- ・予算編成通知後にその取扱い等を変更する場合は、別途、事務連絡等で通知することとしていること。

平成21年度京丹後市一般会計予算編成スケジュール(予定)

(H20.10.20現在)

項 目	日 程 (予 定)	財政課	各 部 局	理 事 者
H21 予算編成方針等の通知〔HP〕	H20.10.20			
H20 補正予算(12月)編成に係る通知〔HP〕	H20.10.20			
H20 補正予算(12月)見積書提出	H20.11.10			
H20 補正予算(12月)財政課ヒアリング	H20.11.11~13			
H20 補正予算(12月)理事者査定	H20.11.18			
H21 予算見積書提出	H20.12.1			
H20 決算見込額調 作成指示	H20.12 中旬			
12月定例会(初日)	H20.12.1			
H21 予算財政課ヒアリング	H20.12.2~			
12月定例会(一般質問)	H20.12.11~15			
12月定例会(最終日)	H20.12.22			
H21 理事者ヒアリング(1次) 特徴的なもの中心	H20.12 下旬			
H20 決算見込額調 提出期限	H21.1.7			
H20 補正予算(3月)編成に係る通知	H21.1 中旬			
H21 予算部長査定(総務部長・企画政策部長)〔HP〕	H21.1 中旬			
H21 予算理事者査定(2次)〔HP〕 補助金等	H21.1 中旬			
H21 地区要望事業の地元返却	H21.1 下旬			
H21 予算説明書作成指示	H21.1 下旬			
H21 予算理事者査定(3次・最終)	H21.1下旬~2初旬			
H21 予算説明書提出期限	H21.2 上旬			
H20 補正予算(3月)見積書提出	H21.2 上旬			
H20 補正予算(3月)財政課ヒアリング	H21.2 上旬			
H20 補正予算(3月)理事者査定	H21.2 上旬			
H21当初予算の関係については、印刷日数が最低10日間が必要なことから、遅くとも2月10日頃までに予算案の決定が必要となる。				